

令和7年度第2回知多市国民健康保険運営協議会議事録

1 招集年月日 令和7年12月23日

2 招集の場所 知多市役所3階 第2委員会室

3 開会日時 令和8年2月6日 午後1時30分

4 出席委員 (13名)

谷口 静子	新海 隆
明永 真理子	平裕 重信
久世 達朗	小宮 克裕
江端 勝則	寺田 桂子
佐久間 雅之	松山 誠
小森 真吾	松岡 祐治
大澤 九子	

5 欠席委員 平松 敬人

6 会議事件の説明のため出席した者の職氏名

健康文化部長	加藤 由裕
保険医療課長	小島 朋尚
保険医療課統括主任	塚本 華織
健康推進課統括主任	佐藤 めぐみ
税務課統括主任	伊与田 健司
収納課課長補佐	竹之内 真吾
保険医療課統括主任	竹内 芳美

7 会議に付した事件

(1) 諮問事項

知多市国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定について

(2) 答申

(3) 報告事項

ア 国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しについて

イ 第3期知多市国民健康保険データヘルス計画の単年度評価について

(4) その他

(2月6日 午後1時25分 開議)

進行者（保険医療課長）

本日はご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は議事に入りますまでの進行役を務めさせていただきます、保険医療課長の小島です。よろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

また、議事録作成ツールを使用するため、皆さんの机の上にマイクを設置しております。議事録作成の負担軽減のため、ご了承ください。

なお、国民健康保険医並びに薬剤師代表の平松委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和7年度第2回知多市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

始めに会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 —あいさつ—

進行者（保険医療課長）

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては知多市国民健康保険運営協議会規則の規定によりまして、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、知多市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。現在の出席委員は13人です。定足数に達しており、会議は成立いたします。議事につきましては、お手元の会議次第により進めてまいります。

始めに、会議次第の2 議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありましたので、指名させていただきます。谷口静子委員、佐久間雅之委員の2名を指名します。よろしくお願ひいたします。

続きまして、本日の議題の進め方について、皆様にお願ひいたします。始めに、議題につきまして事務局から説明させます。説明が終わりましたら、説明に対するご質問、ご意見をお伺ひします。なお、発言なさる場合は、お名前を述べてからお願ひいたします。それでは、会議次第の3 議題に移ります。(1) 諮問事項について、知多市国民健康保険運営協議会規則第2条第2号の規定に基づき、当運営協議会に対し1月22日付けで、市長から諮問がありました「知多市国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定について」を議題とし、審議に入ります。事務局から説明してください。

事務局（保険医療課統括主任）

それでは、事前に送付しました資料をご覧ください。諮問書の写しと参考資料になります。諮問は、令和8年1月22日付けで知多市長から知多市国民健康保険運営協議会会長に対してなされております。

1 ページめくっていただきまして、諮問書の別紙をお願ひします。今回の改定では、国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定を、行おうとするものです。

1 改定の経緯です。

1つ目が、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額分を新設するとともに、愛知県国民健康保険運営方針に基づき、令和8年度以降は赤字である決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を解消するものです。

なお、子ども・子育て支援金制度については、後で説明します。

現在、国の方針により、県単位での保険料率の完全統一の検討を進めています。完全統一の時期ですが、愛知県においては令和15年度までを目指しつつ、遅くとも令和18年度保険料率算定までの移行を目標にしています。ところが、国は令和12年度までに完全統一を、という前倒しの提言をしておりますので、今後見直しがなされるものと思われるます。

2つ目は、令和8年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられることになり、3月末に地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、4月1日に施行される予定となっております。

続いて2 改定の理由です。

1つ目は、医療の高度化により医療費が増える一方で、加入者の減少により国保税が減収する中、将来にわたり国保財政を安定的に運営するために、税率改定を行うものです。

2つ目は、課税限度額の引き上げにより、高所得者層に応分の負担を求め、中間所得者層の負担緩和を図るためです。

続いて3 改定内容及び影響額です。

(1) 税率 ア改定内容です。税率は、県から示される標準保険料率を参考に決めているものです。区分のうち、上から3つ、基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、及び介護納付金課税額分が現在賦課しているもので、一番下の子ども・子育て支援納付金課税額分が令和8年度追加分となります。所得割は前年の所得に応じて計算されるもの、均等割は被保険者1人当たりにかかるもの、平等割は世帯ごとにかかるものです。太枠で囲ってあるところが、改定後の令和8年度税率です。

右ページの※印に、令和8年度に新設となる、子ども・子育て支援納付金課税額分について記載してありますが、別の資料を用いて説明します。当日配布資料の「子ども・子育て支援金制度のリーフレット 子ども・子育て支援金制度が開始します」をご覧ください。このリーフレットは、こども家庭庁が作成したものになります。

一番上の、子ども・子育て支援金制度とは、全ての医療保険者が加入者から保険税・保険料として集めたものを支援金という形で国に拠出し、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。国民皆保険ですので、全世代から支援金を集めるものになります。そして、支援金の使い途は、リーフレット裏面をご覧ください。支援金は6つの事業に充てられます。左上から児童手当の拡充、育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料免除、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付、こども誰でも通園制度となっています。各事業の内容説明は省略させていただきます。

2枚目をご覧ください。国民健康保険における18歳未満のこどもに係る支援金の軽減措置です。全世代から支援金を集めるものですが、この制度が少子化対策に係るものであるため、国保では子どもがいる世帯の負担が増えないよう、18歳に達する日以後最初の3月31日以前の子どもである、高校生年代までのこどもに賦課される支援金の均等割額は軽減措置等の適用後、全額軽減になります。参考として示してあるイメージ図の上段が18歳未満被保険者に係るものです。本市は資産割額は賦課しませんので×で消してください。支援金の保険税は、所得割額+平等割額+均等割額となりますが、赤字で記載してあるとおり全額減額となります。一方で、この分を補うものとして、18歳以上被保険者数で割ったものが、青字で記載してあります「18歳以上均等割額」となります。矢印のとおり18歳以上被保険者に、均等割額とは別で「18歳以上均等割額」として賦課するものです。

次に、税率の決め方です。参考資料1をご覧ください。

1 保険給付費の推計です。

愛知県が各市町村から集める納付金額の決定のために過去2年間の実績値の伸び率で、推計しているものになります。県全体で令和7年度に比べ令和8年度は、被保険者数が減少しているものの、医療費の増加に伴い、1人当たり保険給付費は約1万2千円の増額の見込みです。この保険給付費から国・県の公費等を加減算した矢印の先が、県が各市町村から集めるべき納付金総額で、令和8年度は増加しています。

2 県が示した本市の納付金です。

被保険者数は800人の減ですが、1人当たり納付金は8,661円の増です。この本市の納付金を支払うために必要な税率が、3 県が示した本市の標準保険料率（令和8年度本算定）です。なお、この算定に用いられた標準的な収納率は95.16%です。この表と、諮問書 別紙の税率の表を併せてご覧ください。

参考資料1の県が示す標準保険料率は、医療分である基礎課税額分の所得割は7.68%ですが、本市が定める率は7.35%で、本市税率の方を下げています。医療分以外の後期分、介護分、子ども分の所得割は同率としています。均等割については、県が示す標準保険料率は、基礎課税額分の均等割は32,823円ですが、本市が定める額は32,800円というように全ての均等割、平等割において、100円未満切り捨てで定めています。子ども・子育て支援納付金分の県が示す18歳以上均等割がそもそも100円未満のため同額の57円としております。基礎課税額分の所得割の率を下げている理由ですが、県が示す標準保険料率は、歳入である前年度からの繰越金等を加味していないためです。実際には令和8年度予算に計上する繰越金等を加味し調整したのものになります。

次に諮問書 別紙右側の(1)イ 影響額です。こちらは令和7年度課税データによる試算になります。一人当たり平均調定額は令和8年度は、6,850円の増で、前年度比5.5%増となります。内訳として子ども・子育て支援納付金課税額分は3,726円となります。

続きまして、(2) 課税限度額について説明します。

課税限度額とは、年間に課税される国保税の上限額を示すもので、こちらも税率と同様に区分ごとに決まっています。(1)の税率で計算後、課税限度額を超えた場合は、超えた分が切り捨てられ、課税限度額が税額となります。

ア 改定内容についてですが、基礎課税額分は1万円引き上げ、改定後は67万円、新規の子ども・子育て支援納付金課税額分は、3万円で規定されるため、4つの区分の課税限度額の合計は113万円となり、改定前と比較すると4万円の増です。

続いて、イ 影響額です。

表の数字は令和7年度の当初課税データを用いて、令和8年度の税率で試算したものです。この改定により限度額を超過する世帯数でみると基礎課税額分については1世帯減り、今年度限度額を超過していない世帯への影響も合わせると、合計で136万5,200円の増額調定を見込んでいます。

その下、4 施行期日は令和8年4月1日です。

次に税率改定のモデルケースにつきましては、税務課から説明させていただきます。

事務局（税務課 統括主任）

それでは、税率改定により 令和7年度と令和8年度で 税額がどう変わるかを、3つのモデルケースでご説明いたします。参考資料2をご覧ください。

一番上、モデルケース1 は「60歳1人世帯、給与所得」の場合で、給与収入なしから給与収入250万円まで、5段階の表にしています。

令和7年度の税制改正で、給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられたことにより、②番と③番は令和7年度と令和8年度で同じ収入でも所得額が違います。その結果、税率改定後の令和8年度に税額が減っています。

さらに、②番は均等割・平等割の軽減判定が、令和7年度は5割軽減でしたが、令和8年度は7割軽減に変わっていますので、③番に比べて減額が大きくなります。

一方、一定以上の収入がある人は税制改正の影響を受けませんので、④番と⑤番はどちらの年度も同じ所得となり、令和8年度は税額が増えます。

真ん中のモデルケース2は、「夫（43歳）、妻（38歳）・小学生の子ども2人の4人世帯」で、所得は夫の営業による所得のみの場合です。このケースでは税制改正の影響を受けませんので、表のとおり令和8年度はすべての所得帯で税額が増えます。

一番下のモデルケース3は、夫婦70歳の2人世帯で、所得となるのは夫の年金収入のみの場合です。このケースでも税制改正の影響を受けませんので、表のとおり令和8年度はすべての所得帯で税額が増えます。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質疑に入ります。この議題につきまして、事前に1件の質問をいただいております。委員、質問の要旨を説明してください。

委 員

医療費の増加、一方で国保加入者の減少により国保税が減少しているということで、税率及び課税限度額の上限を改定するという事です。現状の収納率と収納率向上に向けての取組みについてご説明いただきたいと思います。

事務局（収納課課長補佐）

現状の収納率ですが、令和7年度の直近の収納率は、前年同月との比較では、前年度よ

り改善傾向がみられるところです。収納率向上への取組についてですが、第1回の国保運営協議会で一部お答えさせていただきましたが、その他の取組について説明させていただきます。

まず、催告書を目につきやすい柄の封筒に入れて送っています。【封筒を提示】

また、加入手続に来庁された方に口座振替の利用を積極的に案内するとともに、外国籍で日本語が読めない方には言語に応じたチラシを渡し国保の仕組みから国保税の払い方などを周知しています。

そして、保険医療課での手続きに来庁された方に滞納があった場合には、収納課につないでもらい、折衝の機会を増やすようにしており、保険医療課、税務課、収納課で連携して滞納解消に努めております。

直近の話題としては、特別な事情がないにも関わらず長期間滞納している滞納者に対しての特別療養費の制度が新たに始まり、当市もその制度を活用して滞納解消に向けて取り組む準備を進めています。

ご質問に対する回答は以上です。

議 長

質問に対する回答がありました。委員よろしいでしょうか。

委 員

はい。大変かと思いますが財政健全化のためにお願いします。

議 長

社会福祉協議会において、先日もベトナム語、スペイン語等の方を対象として税、収納、保険に関する講座を、市と共同という形で実施しました。安全な暮らしができるように実践した取り組みをご紹介させていただきました。

他にご意見ご質問はございますか。

委 員

参考資料2のモデルケース1、60歳1人世帯のところで、②のケースは令和8年度は7割軽減になるので増減額が減少ということですが、収入の少ない①の方は1,600円増えています。②の収入のある人の方が減額になるということになりますが、これについて何か調整することはないのですか。

事務局（税務課統括主任）

今回、限度額や税率とあわせて、軽減判定所得の見直しというものも行われております。その中で、5割軽減と2割軽減については見直しが行われて、これまでよりも軽減が受けやすいように変更がなされました。ただ、7割軽減については特に金額の見直しは行われず据え置きとなっております。その結果、新たに7割軽減となった方がこれまで7割軽減を受けていた方と同じ軽減が受けられるようになったということになります。結果として、見直しをそのまま当てはめるとこのようなことが起きることになります。

委員

わかりますが、法改正によって低所得者の方が負担が増える仕組みを、該当する方に対して広報等できちんと周知していただいたほうがご理解を得られるかなと思います。

事務局（保険医療課統括主任）

補足ですが、改定後の金額で見ると①と②は同じ金額になっていますので前年度から比較すると増減はありますが、そこは、より多くの方が7割軽減が受けられているとご理解いただければと思います。

議長

委員、よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

他にご質問等ございますでしょうか。

（質問等なし）

議長

ないようですので、質疑を終了します。それでは、採決を行います。「知多市国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定について」、原案を了承することに賛成の方は挙手を願います。

(全員の挙手あり)

議 長

全員賛成の挙手を得ましたので、原案を了承することに決しました。ここで本日、了承しました諮問事項「知多市国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定について」に対する本運営協議会の答申案を作成しますので、委員の皆様はしばらく自席でお待ちください。

(議長・副会長・事務局は、会議室を出て、答申案の調整)

議 長

お待たせいたしました。皆様のご意見を取り入れ、収納率向上についても加味した答申案を取りまとめましたので、事務局は答申案を配付してください。

(答申案を配付)

議 長

答申案が配付されましたので、事務局は答申案を朗読してください。

事務局（保険医療課長）

(答申案を朗読)

議 長

ただ今、事務局に朗読させました答申案について、ご意見ご質問はございませんか。

(質問等なし)

議 長

ご異議が無いようですので、この案を当運営協議会の正式な答申といたします。一番上の(案)をお取りください。本答申書を市長に提出いたしますので、準備が整うまでしばらくお待ちください。

(市長が入場)

議 長

市長がお見えになりましたので、答申を行います。

(議長が答申書を朗読し、市長へ手渡す)

市 長 —あいさつ—

議 長

ただいまの市長のあいさつにもありましたが、本日の答申に基づいて、国民健康保険事業を推進されますようお願いいたします。市長におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席されます。ありがとうございました。

(市長退席)

議 長

次に、(3) 報告事項 ア「国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しについて」を議題とします。事務局から説明してください。

事務局（税務課統括主任）

それでは、当日配布資料3「国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しについて」をご説明いたします。

国民健康保険税には、低所得者世帯を対象に納付の負担を軽減することを目的とした軽減措置があり、対象年度の前年の所得が一定基準以下の世帯について、国民健康保険税の均等割額及び平等割額を一部軽減します。

見直しの理由ですが、令和8年度税制改正の大綱に、国民健康保険税の低所得者世帯に対する軽減措置の判定所得基準の引き上げが盛り込まれました。

国においては、今年度中に地方税法施行令を改正する方針であることから、改正後、政令にあわせて本市の条例で定める基準額を改めるものです。

変更内容については表のとおりです。

軽減には3つの区分があり、そのうち「5割軽減」「2割軽減」の基準額が上がり、加入者にとって軽減措置が受けやすい変更になります。

施行期日は令和8年4月1日です。

報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質問等なし)

議 長

ないようですので、報告事項ア「国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しについて」を終わります。次に、報告事項イ「第3期知多市国民健康保険データヘルス計画の単年度評価について」を議題とします。事務局から説明してください。

事務局（保険医療課統括主任）

今回、資料として「第3期知多市国民健康保険データヘルス計画及び第4期知多市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を送付させていただきました。こちらは令和5年度に策定したもので当時、この協議会委員であった方には令和6年3月下旬に本冊子と概要書を郵送させていただいております。約2年経ち、冊子がお手元に無い方もいらっしゃると思われましたので、今回報告事項として説明させていただくにあたり、全員に送付したものです。このため、既にお持ちで今回の冊子が不要の方は会議終了後に回収させていただきますのでよろしく願いいたします。なお、HP上にも計画は掲載しておりますが、来年度以降は新規の委員の方のみ冊子をお渡ししますので、委員継続の可能性のある方は保管をお願いいたします。

では、本題に入ります。まず、データヘルス計画を初めて見られた方もいらっしゃると思いますので、概要を説明させていただきます。データヘルス計画とは、全ての医療保険者に作成が義務付けられているもので、医療費データや健診情報等のデータを活用して、健康課題を明確化し、PDCAサイクルに沿って効率的かつ効果的な保健事業を実施していくための計画です。PDCAサイクルという計画、実施、評価、改善していくことが重要になりますので、今回単年度評価を行うものです。

始めに、冊子の5、6ページをお願いします。計画全体になります。左に本市国保の健康課題、右に「生活習慣病の発症・重症化予防を図り、生涯自立した生活を送ることができる被保険者を増やす」という計画全体の目的、目標、目標を達成するための事業が載ったものになります。この計画全体の評価と、7ページ以降の個別事業計画の評価を行いました。

では、当日配布資料4「第3期知多市国民健康保険データヘルス計画単年度評価」をご覧ください。評価判定区分については4ページに記載のとおりで、計画策定時の実績値を基準値として、基準値から変化がない状態をC、改善している場合をB、目標達成また

は達成率が90%以上をAと判定しています。逆に、基準値よりも悪化しているとD、基準の変更により判定ができないものをEとしています。

1ページに戻ってください。順番が前後しますが、保険医療課が担当する箇所から説明をさせていただきます。計画全体の目標の上から3つ目、医療費の適正化の一番上、被保険者1人当たりの医療費は、令和6年度実績は28,155円で前年度である令和5年度は、ここに記載はありませんが28,162円のため、上昇率はマイナス0.02%でA判定となりました。

4ページをお願いします。事業8 後発医薬品差額通知です。アウトカム指標とは個別事業の成果を測るための指標、アウトプット指標とは事業の実施量や実施率を図るための指標で、後発医薬品差額通知についての評価はいずれもAです。なお、用語の説明は冊子の39ページ以降に掲載しています。

事業9 重複服薬者への啓発通知です。アウトカム指標の、通知による改善割合は100%で評価はAですが、アウトプット指標の、通知送付率は50%で評価はDです。理由としては、令和6年度に通知対象者として把握していたものの、送付ができていなかった方がいるためです。なお、対象者については、その後、重複服薬状況は解消されている状況です。改善方法としては、事務マニュアルの修正を行い、複数人で毎月送付の有無を確認しています。

続きまして、健康推進課から説明させていただきます。

事務局（健康推進課統括主任）

それでは、健康推進課の担当部分についてご説明させていただきます。

1ページをお願いします。

計画全体の目標の一番上、「国保加入者のヘルスリテラシーの向上」という目標に対してですが、上から2つ目、「特定健康診査継続受診率」は計画策定時の基準値の85.6%と比較して84.9%とやや悪化し、評価はDとなっています。今後は、受診しやすい体制を引き続き整えるとともに、毎年受診することの必要性を分かりやすく伝えるような工夫をしていくことが必要です。

2つ目の目標「糖尿病の発症・重症化予防」についてです。一番下、「被保険者10万人当たり新規透析患者数」において39人から44人と増加がみられ、評価がDとなっていますが、それ以外の指標においては、目標を達成しています。発症予防と合わせ、重症化予防にも引き続き力をいれていきます。

3つ目の目標「医療費の適正化」についてです。上から2つ目と3つ目の「脳血管疾患有病者割合」「虚血性心疾患有病者割合」は、40～64歳で基準値から変化なしまたはやや悪化していますが、65歳以上ではいずれも目標を達成しています。

2 ページをお願いします。2 個別事業計画の、事業1「特定健康診査事業」については、「メタボリックシンドローム該当者割合」は男女ともに減少し改善傾向、「特定健康診査継続受診率」は40～64歳で悪化、65歳以上は目標達成しています。アウトプット指標の特定健康診査受診率は、評価はAとなっており、国や県と比較しても良好な状況にありますが、今後は若い世代への働きかけに力を入れ、さらなる受診率の向上を目指していきます。

事業2「特定健康診査未受診者対策」については、評価不能のE判定となっています。令和5年度より事業を業者に委託したことにより実施方法が変更され、令和4年度のやり方を前提に指標を設定したため、評価ができなくなってしまいました。これについては、令和8年度の間評価から実施方法の変更を踏まえた新たな指標を設定していく予定です。

事業3「特定保健指導事業」については、記載の実績値は令和5年度の数値となります。令和6年度より実施方法の大きな見直しを行ったことにより、令和6年度の特定保健指導利用率、終了率は基準値よりも改善がみられています。

3 ページをお願いします。事業4「特定保健指導未利用者対策」についてです。いずれの項目も基準値からの改善がみられました。令和6年度より、未利用者に対して訪問による利用勧奨を始めたことが利用率の増加につながったものと考えられます。

事業5「糖尿病性腎症重症化予防事業」については、アウトカム指標の2「HbA1c 8.0以上で未治療者の人数」については変化がありませんでしたが、その他の指標では改善、目標達成をしています。

事業6「糖尿病性腎症重症化予防保健指導プログラム」については、アウトカム指標の1「HbA1cの改善率」と2の「アルブミンの改善率」は基準値よりも悪化し、評価がDとなっています。今後はICTを活用した支援を取り入れるなど、プログラム内容の見直しを検討していく必要があると考えています。

4 ページをお願いします。事業7「糖尿病発症予防講演会」については、すべての指標において目標達成または改善をしました。

データヘルス計画単年度評価についての説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質疑に入ります。この議題につきまして、事前の質問はございませんでした。何か、ご意見ご質問はございませんか。

委 員

特定保健指導について少し質問をさせていただきます。先ほど言っていました、IC

Tを活用した指導を導入していきたいのか、していくのかわかりませんが、被用者保険の被保険者においても利用率が上がってきています。それはやはり、自分の力で短時間でWEB面談をやるとか、情報連携がしてもらえるとということで有効活用しています。実際、知多市国保の利用率や浸透がどんな状況なのか、また、差し支えなれば業者を教えてくださいたいと思います。

事務局（健康推進課統括主任）

今は保健センターに来ていただいている面談、及び電話支援という形で保健指導を行っています。来ていただく方はやっぱり時間に余裕のある方で、70歳代以上の方が多いため、若い世代の方をもうちょっと取り込んでいけるような利用しやすい形に変えていきたいと考えています。その中で、ICTの活用も考えておまして、Web面談、メール支援などができるようなプログラムも検討しています。

委員

まだ計画段階ということですか。

事務局（健康推進課統括主任）

計画は8年度です。

委員

実際に活用されている方はまだいないですか。

事務局（健康推進課統括主任）

今はないです。

委員

わかりました。ありがとうございます。

議長

他に質問ご意見ございますでしょうか。

(質問等なし)

議 長

ないようですので、報告事項イ「第3期知多市国民健康保険データヘルス計画の単年度評価について」を終わります。次に、(4) その他でございます。事務局、何かありますか。

事務局（保険医療課統括主任）

その他として2点連絡させていただきます。

1点目は、現在、公益代表としてあいち知多農業協同組合様からの選出により平裕重信様に委員を務めていただいておりますが、あいち知多農業協同組合様側の諸事情により、令和8年6月30日をもって当運営協議会の委員を辞任する旨の辞任届を受領しております。しかし、本市の国民健康保険条例第2条第2項において、公益を代表する委員は4人と定めておりますので、令和8年7月1日以降に欠員とならないよう、農業委員会様から当運営協議会の委員を推薦していただけるよう調整を行い、了承を得ておりますので、今後、選任要綱の改正等進めてまいります。平裕委員につきましては、令和5年7月1日付けで委員となられ副会長も務めていただき、誠にありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。

2点目ですが、例年2月の運営協議会の議題として、次年度予算概要を報告させていただいておりますが、今後は予算確定後、第1回運営協議会において前年度決算報告とともに当年度の予算概要として説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長

事務局からその他として2つありましたが、何かご質問ありますでしょうか。

(質問等なし)

議 長

ないようですので、(4) その他を終了します。

以上で議題を全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

それでは事務局お願いします。

進行者

これをもちまして、令和7年度第2回知多市国民健康保険運営協議会は、閉会といたします。なお、今年度の会議は今回が最後となります。当国民健康保険運営協議会に対

しまして、ご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございました。
それでは、気をつけてお帰りください。

(午後 2 時 40 分 閉会)